

かながわ肝疾患コーディネーターの認定に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、かながわ肝疾患コーディネーターの養成及び活用に関する要綱第6条第1項第2号に基づく試験について定めるものである。

(試験の形式)

第2条 試験の形式は、筆記試験とし、研修カリキュラムの内容に準拠した問題をセミナーごとに作成する。

2 セミナーの内容に応じて、実技試験の形式を盛り込むこととする。その際には、後日提出の形式とする。

(合否判定基準)

第3条 合否判定については、次のとおりとする。

2 セミナー実施日における筆記試験については、合否判定を60点以上とする。

3 後日提出の形式における筆記試験については、合否判定を80点以上とする。

4 第2項及び第3項における基準にかかわらず、1つの分野において10点を下回るものがある場合は、不合格とする。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行し、平成30年1月27日より適用する。

認 定 証

(氏名) 様

神奈川県における肝炎対策を
推進するため、あなたを「かながわ
肝疾患コーディネーター」に認定
します

(認定期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

平成30年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治